# CRE戦略の考え方と ケーススタディ

ダンコンサルティング株式会社 代表取締役 塩見 哲

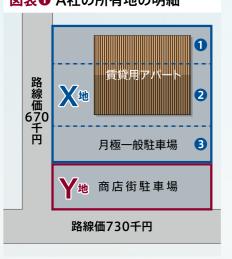
# 第8回 見えざる借入金を意識する

借入金に頼らず、健全な財務基盤をもって、安定した事業を続けてきた企業。しかし、思いも よらぬ大きなリスクを抱えているケースもある。CREを中長期的な視点で捉えたとき、重要 なポイントとして考慮すべき、"見えざる借入金"。本稿では、長年にわたる経営戦略コンサル ティングの経験に基づき、多くの企業が陥る盲点とその対処法の一例について解説する。

# A不動産所有会社の現状と変遷

食品メーカーの起業家一族が経営している 不動産所有会社A社があります。A社は、メー カーの福利厚生部門を担当するために同族 会社として設立されてきましたが、会社規模 が大きくなるにつれてメーカー本体との距離 が遠くなってきました。その理由は、食品メー カーとは別に起業家親族だけの同族会社とし て継続させてきたからです。コンプライアンス など、社会性を要求される時代への変化とと もに、メーカーとの取引も徐々に減少してき ました。それでも社員寮の一つを所有して、食 品メーカーに長い間賃貸してきたのです。

# 図表 A社の所有地の明細



社員寮の敷地は、本社がある都心部に出 勤しやすい私鉄沿線の駅傍にある好立地で す。一方が角地に面しており、駅まで5分圏の 住宅地でもあります。

ところが、数年前に食品メーカーから社員 寮の縮小、廃止を決定する旨の通知が届きま した。確かに契約では、6ヶ月前に予告するこ とで退去が可能となっています。

A社は、今から40年前に図表**①**の土地(X 地)を購入しました。3つに分筆されていた一 体の土地を地主から取得したのです。この土 地の一部に平屋で8部屋の連棟長屋の建物 を建てて、食品メーカーへ独身者向け社員寮 として賃貸してきました。もちろん、2度の大 規模な修繕と何度か小さな修繕を繰り返して きましたが、全て取り崩して新築マンションな どを建てるというような発想はありませんで した。

A社は、元々社員寮に最適であるという視 点でこの土地を購入したわけではありませ ん。将来の自分たちの自宅としては最適なの ではないかという考え方が優先しており、さ らに値上がりが予想されるのでキャピタルゲ インも見込めるという狙いでした。

X地の購入時の㎡単価は7万円です。三筆 合計で1,400㎡ありますので9,800万円に なります。この資金は、A社設立時の資本金と 食品メーカーからの収益による剰余金などで 賄えたため、金融機関からは借り入れしない で済みました。

その3年後に、角地(Y地)が売りに出され ました。㎡単価は15万円で500㎡の土地で す。隣地は買え、角地は買えと積極的に言わ れていた時代背景もありました。一部は金融 機関から資金を調達しましたが、大半は自己 資本で賄うことができました。

連棟長屋の建築資金も一部は借入金に頼 りましたが、定期的な食品メーカーからの賃 貸料収入や駐車場収入などで、借入金は数年 で完済してしまいました。したがって、その後 は安定した収入をベースにした同族人への 給与分散(一時的には修繕コストの増加もあ りましたが)という経営スタイルを維持してき たのです。

A社は食品メーカーから社宅契約の終了に 関する連絡を受けましたが、社宅家賃の収入 が無くなるといっても、全体から見るとA社売 上の一部です。角地(Y地)を購入後、成長して きた近隣商店街の駐車場として貸し出してい たからです。

A社には借入金がありません。そのため、主 たるコストは給与を除くと年間720万円ほど の固定資産税だけです。ただ、家賃は相場よ りも若干高めに設定されていました。これは、 食品メーカーが退去を考えた理由の一つで もあります。

# 取締役間の意見の相違

A社は、食品メーカーの起業家でもあった 父親が、子供たち2人のために設立した会社 で、当初から兄弟で経営しています。図表2の ように、株主構成も取締役の権限も常に2人 は同格として経営してきました。さすがに2人 代表は事務手続き上も煩雑になるうえ、弟の 乙は地方を生活の拠点としていますので、代 表権は兄の甲に任せています。

ただ、A社そのものが大きな経営判断を行 うことがなかったこともあり、現在まで何の問 題もなく続いてきました。最初の大きな経営 判断を迫られたのが、この食品メーカーから の契約打ちきりだったのかもしれません。

A社所有地近辺は、甲·乙兄弟の考えてい た以上に都市化が著しく、住宅ニーズも商業 ニーズも高まっていました。社宅を解約され ても、平屋のアパートに近い物件ですので、取 り壊してマンションにすることも可能です。

ところがここで、取締役間で大きな意見の 相違が生じました。代表取締役の甲は、今さ ら借金をしてまでマンションを建てるというこ とに大反対です。「今さら」とは、すでに食品 メーカーをリタイアして悠々自適な生活をし ているうえ、年齢的にも債務を背負いたくな いということのようです。

一方の取締役乙は、立地的にもマンション 候補地に向いている土地であることから、甲 には内緒で複数の建設会社へも相談してい ました。さらに、資金調達も考えて複数の金融 機関へも条件面の交渉を始めていたのです。

そのため、取締役会を開催しても2人の意 見はまとまりません。X地のアパートをそのま まにしておいても仕方がないので、定期借家 による入居者を募集するとすぐに満室になり ました。

図表❸に見るように、現在のA社の損益計 算書は簡単です。売上は、X地の①と②のア パート収入の1,200万円、X地の③の駐車 場収入1,000万円、Y地の駐車場収入 1,800万円の合計4,000万円です。このう ち、甲・乙とその妻らへの役員報酬2,200万 円、固定資産税やその他の経費1,000万円

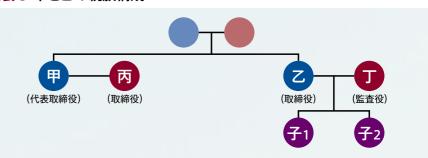
# 図表② A社の役員構成と株主構成

A社の取締役		役 員 報 酬	持 株 数	株主割合
甲(兄)	代表取締役	1,000万円	90,000株	50%
乙(弟)	取 締 役	1,000万円	90,000株	50%
丙(甲の妻)	取 締 役	100万円	0	0
丁(乙の妻)	監査役	100万円	0	0
合	計	2,200万円	180,000株	100%

# 図表 3 A社の損益計算書とバランスシート(単位:万円)

売 上 高	4,000	資	産	相続評価額	帳簿価額	負	債	相続評価額	帳簿価額
役員報酬	2,200	現	預 金	4,800	4,800	前	受 金	300	300
固定資産税	720	建	物	200	100	未	ム法人税等	250	250
その他	280	土	地	137,000	17,300	預	り金	100	100
合 計	3,200					預	り 敷 金	250	250
営業利益	800					未	払配当金	100	100
法人税等	250	資產	全合計	142,000	22,200	負	債 合 計	1,000	1,000
税引後利益	税引後利益 550 ちなみに、A社の資本金は9,000万円、過去の内部留保としての利益剰余金など								剰余金などか
		1億	2.200	万円となってい	いる。				

# 図表4 甲と乙の親族構成



の合計3,200万円を差し引いた800万円が 営業利益というわけです。そこからA社の法 人税等の税務負担分250万円を差し引くと 税引後利益は550万円となり、甲・乙らの株 主に配当(1株5円)として年間90万円を支 払っているというだけです。

つまり、甲社長から見ると、安定した収入が 確保できているうえ債務負担ゼロのA社に、 あえて銀行から借り入れてまで収入を増やす 必要はないのではないかということです。甲 社長も喜寿を迎え、乙取締役も古希を越えて いるのだから、これ以上何かをするためにA 社で借金などしたくないという考えが固まっ ていました。

一方の乙取締役は、そうはいってもA社の 所有している不動産の価値から見ると収益力 がかなり弱いため、何らかの行動を起こして 収益力アップを図りながら次の世代に譲って いきたいという思いがあります。

図表❹の親族図で分かるように、甲社長夫 妻には子供がいません。一度は養子も考えら れたようですが、甲社長の法定相続人は妻の 丙氏と弟の乙氏だけなのです。丙氏も一人娘 であり、実家のご両親はすでに他界されてい ます。つまり、甲夫妻の相続人となり得るのは 乙氏であり、乙氏の子供たちなのです。その ため、乙取締役は様々な提案をしてみるもの の、甲社長の意向を尊重して、A社事業は現 在まで現状推移で動いてきました。

# 不動産経営管理シートから見えたこと

ただ、A社の現状は分析しておいた方が良 いだろうということで、専門家の不動産コン サルティング会社に現状分析と提案書の作成 を依頼することにしました。

不動産コンサルティング会社から提出され たA社の不動産経営管理シートを簡略化した

# 図表 A社の不動産経営管理シート

土地区分		区分	地 積	帳簿価額	固定資産税 評価額	路線価額	時 価 (公示)	敷 金	純資産	収 益	G R
		0	300㎡	2,100万円	13,000万円	21,000万円	24,000万円	100万円	86.900万円	1,200万円	1.38%
tχ	也	2	800m²	5,600万円	35,000万円	53,000万円	63,000万円	רוניסטו	מוניטטפּ,טס	1,200/10	1.30%
		8	300㎡	2,100万円	13,000万円	23,000万円	25,000万円	150万円	24,850万円	1,000万円	4.00%
	Υ :	地	500㎡	7,500万円	29,000万円	40,000万円	48,000万円	0	48,000万円	1,800万円	3.75%
	合	計	1,900㎡	17,300万円	90,000万円	137,000万円	160,000万円	250万円	159,750万円	4,000万円	2.50%

●全体を角地とすると時価はおおよそ18億円となる。したがって、全体で考えるとGR(グロスリターン)は年2.22%(4,000万円÷180,000万円)となる。 また、Xの①と②の上に建設されている1階建てアパート建物もGRの計算に入れるべきものだが、 現状では帳簿価額100万円、固定資産税評価額200万円、時価0円のため無視している。

のが図表€です。予想通り、グロスリターンの 平均値は2.2%しかありません。A社所有土 地の時価がおおよそ18億円ですので、18億 円の投資に対して4,000万円の収入しか上 がっていないということです。不動産経営管 理シート上の個別時価総額は16億円です が、これはそれぞれの土地ごとの区分によっ て時価を算定しているためで、X·Y地を一体 として見た場合には、18億円となります。

年2.2%は、現在の預金金利などの水準か らすると高いのですが、現実には、ネットリター ン(固定資産税などの経費を差し引いた後の 営業利益)で見ると1.67%まで減少します。

# 3,000万円÷18億円=1.67%

ただ、本来投資したのは帳簿価額として記 載されている1億7,300万円です。A社はX 地とY地をほぼ40年間所有し続けてきたこと で、16億円以上の含み益を獲得してきたの です。何と投資の10倍です。投資に対するリ ターン (ROI) だけで見ると、ネットリターンで **も17.3%になります。** 

18億円-1億7,300万円=16億2,700万円 18億円÷1億7,300万円≒10.4倍 3,000万円÷1億7,300万円=17.3%

含み益を無視しても、現状で毎年17%を 超えるリターンを上げている土地なのです。 何も無理をしてこの構造を変える必要はない と考える甲社長の思いは、充分すぎるほど理 解できます(簿価会計による判断基準)。

ただ、単に借入金が嫌なら、一部を売却す るとともに売却した資金で残った土地にマン ションやビルを建築する方法も考えられます。 税法の買換えを適用することで売却益が 20%に圧縮できるためです。売却した資金を 活用するのですから、金融機関からの借入金 も生じません。

たとえば、建設資金が5億円必要なら、X地 の①と②の一部を分筆して売却し、6億円の 資金を生み出し、そのうち5億円を建築費に 投資して、残りを運転資金、及び法人税の納 税資金に充当すればよいからです。おそらく、 圧縮記帳後の利益は8,000万円程度になる と思われますので、売却に伴う法人税等は 2,500万円程度です。この場合には、甲社長 に8.000万円程度の退職金を支給すると法 人税の課税も消滅します。

甲社長は、単に借入金をすることが嫌なの ではなく、愛着のあるA社の土地を所有し続 けていたいという思いの方が深いのでしょ う。したがって、あえてこの時代に新しい投資 を行う必要はないとの考えなのです。

# 思いもかけない株価の高騰

ところが、不動産コンサルティング会社か ら、思いがけないポイントを指摘されました。 相続税の評価の対象となる路線価で計算す ると、13億7,000万円になるというのです。 時価よりは低いのですが、個人所有ではない ため、甲・乙共にあまり意識していなかった問 題です。提案内容の中には、「土地を守ること を重視するため、借入もせず安定した事業を

行っていますが、国からの"見えざる借入金" を見落としているのではないか」という分析 がありました。

国からの借入金とは相続税のことです。も ちろん、A社は法人のため相続税は課税され ません。ただ、A社の株主である甲や乙にはA 社の財産評価によるA社株式が相続税の対 象になるのです。

A社株式は図表6のようにして計算するこ とで「小会社」に該当しますが、土地保有会社 にも該当するため、純資産価額方式だけで計 算することになります。したがって、A社の1株 当たりの評価は約5,000円になります。

1株5,000円となると、甲・乙とも90,000 株を所有していますので、なんとそれぞれが 4億5,000万円もの相続財産を所有してい るとみなされてしまうのです。最高税率に該 当するため、A社株式だけで、1人2億円以上 もの相続税を納税しなければなりません。

A社に不動産を所有させ、安定した収益を 上げ続け、借入金債務も消滅していたことに より、A社の株式だけで2億円を超える「国か らの借入金」が発生することになるのです。こ の場合、甲は法定相続人が妻の丙(3/4)と弟 の乙(1/4)になりますので、妻分への相続は 非課税となります。しかし、甲には子供がいな いため、A社株式は乙に相続させることを考 えています。また、乙も二次相続まで考えると A社株式の対応は緊急の課題でもあります。 甲・乙とも1,000万円~2,000万円の相続 税は覚悟していましたが、A社株式だけで1人 2億円を超える相続税になるとは考えてもい ませんでした。

# 図表 会社規模の判定リストと土地保有会社の検証

会社規模で株式の評価方法が決まり、これに基づいて評価額が決定されるが、 一般的には、類似業種比準方式による評価額の方が低くなることが多いため、 会社規模が大きいほど有利に働く傾向がある。

## ●会社規模の判定(不動産業の場合)

# ●会社規模別の評価方法

総資産価額 (帳簿価額)	従業員数	取引金額	規	模	類似業種 比準方式	純資産 方式		純資産 方式
_	100人以上	-	    大 <i>≨</i>	<u>+</u> +	100%			100%
10億円以上	50人超	20億円以上	\ \ \ \ \	X TI	100%		ŧ	100%
7億円以上 10億円未満	50人超	14億円以上 20億円未満	ф	大	90% 🤆	10%	しく	100%
4億円以上 7億円未満	30人超 50人以下	7億円以上 14億円未満	会社	中	75% 🤆	25%	は	100%
5,000万円以上 4億円未満	5人超 30人以下	8,000万円以上 7億円未満	<u>†</u> I	小	60% (	40%		100%
5,000万円未満	5人以下	8,000万円未満	小至	社	50% 🤆	50%		100%

○総資産価額(帳簿価額)と従業員数は、いずれか下位で判定。ただし、従業員数が100 人以上は大会社となる。次に、取引金額のランクと比較し、いずれか上位で判定。

ただし、A社は、総資産に占める土地の所有割合(この場合の総資産及び土 地の価額は相続税評価額により判定する)が高いため、土地保有特定会社 になるかどうかの判定が必要になる。土地保有特定会社とは、一定以上の 土地を所有している会社のことであり、次の表によってチェックする。

	会社区分	土地保有特定会社
ı	小会社	90%以上(一部70%以上)
ı	中会社	90%以上
ı	大会社	70%以上

A社の相続税評価額による土地所有割合は次のようになり、90%以上に なる。

13億7,000万円 ÷ 14億2,000万円 = 96.479%

したがって、A社は土地保有特定会社に該当するため、株式評価を考える ための計算は、純資産価額方式だけで算出される。

# 会社分割を活かす

不動産コンサルティング会社からの提案 書には、A社株式の引き下げ案として、会社 分割の方法が記載されていました。なぜ、A 社の株価が高くなっているのかというポイン トを解説することで、何をどうすれば基本とな る数値の引き下げにつながるのかが分かる というわけです。

株価高騰の理由は、次の6つのポイントに 整理されていました。

- ①立地環境が収益力、将来性なども含めてべ ストに近いポジションを占めているため、 需要面から見て価値が高く、土地の価格が 高くなっています。
- ②面積や角地など、地形や都市の中での立地 条件が良いため利用しやすいことから、土 地の価格が高くなっています。
- ③ほとんど何も利用されていない(つまり、駐 車場などの更地が大半)ため、相続税法の 評価方法の点から、土地の相続税評価額 が高くなっています。
- ④購入してから著しい含み益を生んできた ため、含み資産のうち60%がそのまま株 価に影響しているので、株価が高くなって います。
- ⑤広い土地をほぼ一体として利用している ため、角地の高い評価を全体に受けてい ます。その結果、土地の価額が高くなって います。

⑥土地の所有者が1社だけのため、その土地 の価格の高さの影響を直接受けています。 またその影響で、土地保有会社の認定を受 けており、株価が高くなっています。

つまり、収益力や財産本来の価額に影響さ れる①や②を除くと、株価の高い理由は相続 税評価額の計算方法によるものであることが 理解できます。当面、アパートやマンションの 建設などという更地の評価を下げる方法が 採れないのなら、③や④についても対応でき ません。そこで、⑤と⑥を考えた株価対策が、 土地保有特定会社から脱却するための "会社 分割"ということになります。

ここでいう会社分割とは、営業の会社また は一部を他の会社に包括的に承継させるこ とです。会社分割の基本形態には新設分割と 吸収分割があります(ただ、気をつけておか なくてはならないのは、目的が土地保有特定 会社から外れるためにだけした行為は、その 行為がなかったものとして判断されます。A社 の場合には、角地を別会社にすることで新た な事業計画の立案が見込まれ、将来の企業 継承〈乙氏の子供2人〉に対する戦略的分割 でもあると見られます)。

A社は、将来の計画も踏まえてY地を別法 人として分割し、分割後のA社の評価を減少 させていくというものです。もちろん、分割し た新法人B社の事業計画も含めて対応して いくこととなります。A社の株価はおおよそ 1.000円以下にまで減少することになりそう です。

甲社長は、不動産を所有しているのが会社 であるため、個人の相続税を軽視していたと ころがありました。現状のままでは、愛着のあ る不動産を手離すか、会社ごと第三者に売っ てしまうしか方法がありません。定期借地権 の仕組みや等価交換などについても考え始 めました。

不動産のCRE戦略とは、単に不動産を活 かすということだけではなく、債務やコストダ ウンも含めて考えなくてはなりません。もちろ ん、債務には未払相続税も含まれます。上場 会社の関係会社の中にもA社のようなケース は数多くあり、中小・中堅企業の場合には頻 繁にあるケースともいえます。特に、伝統のあ る老舗企業で不動産だけを所有している企 業の場合には、株価チェックは毎年検証して おくことが望まれます。

### ■筆者プロフィール:塩見 哲(しおみ さとし)

ダンコンサルティング株式会社 代表取締役、税理士、経営 戦略コンサルタント、建築企画プロデューサー。1949年京 都府生まれ。公認会計士事務所を経て、1976年経営戦略コ ンサルティング会社設立(税理十登録)。以来30年以上にわ たり、中小企業の目的である「継続」をテーマとして、企業哲 学、理念、風土を軸とした経営戦略の立案・企業診断・再建 計画・出店戦略・企業継承・不動産の活性化に関するコンサ ルティング業務を一貫して行っている。